



宮 崎 県 公 報

平成24年7月12日(木曜日) 第 2403 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定(2件).....(医療業務課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定.....(長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定.....(") 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定.....(") 2	
○指定居宅サービス事業の廃止.....(") 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止.....(") 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止.....(") 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関(育成医療及び更生医療)の指定.....(障害福祉課) 4	
○民有林の保安林の指定(2件).....(自然環境課) 4	
○道路の区域の変更.....(道路保全課) 4	
○道路の供用の開始.....(") 4	

公 告

○鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案 の縦覧(3件).....(自然環境課) 4	
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会 の開催(3件).....(") 6	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見(2件).....(商業支援課) 6	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見.....(") 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出(4件).....(農村整備課) 7	
○土地改良区連合の役員の就退任の届出.....(") 8	
○家畜伝染病発生の届出.....(畜産課) 9	
○入札公告.....9	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について.....10	
労働委員会告示	
○労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の 認定.....11	

告 示

宮崎県告示第 502号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
百瀬病院	日南市南郷町中村乙2101番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年6月22日から平成27年6月21日まで

宮崎県告示第 503号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第

8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団法人八日会藤元中央病院	宮崎市北川内町乱橋3584番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年7月6日から平成27年7月5日まで

宮崎県告示第 504号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570301988	ケアホーム桜	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	合同会社ライフサポートムサン	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	平成24年6月1日	訪問介護
4570500753	デイサービスセンターこころ湯	宮崎県小林市南西方1112番地 141	株式会社ちからこぶ	宮崎県小林市南西方1112番地 141	平成24年6月1日	通所介護

4570500761	デイサービス恵	宮崎県小林市南西方字十三塚2054番地1	吉村商工有限会社	宮崎県小林市細野1606番地	平成24年6月1日	通所介護
4570900367	訪問介護ステーションえいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	株式会社えいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	平成24年6月15日	訪問介護
4570202624	デイサービスセンターとまり樹	宮崎県都城市郡元町2976番地6	有限会社うらら	宮崎県都城市山之口町花木字横松2205番地9	平成24年6月18日	通所介護
4570800542	デイサービスセンターさくらがわ	宮崎県西都市旭1丁目13番地	株式会社R. S 西都	宮崎県西都市右松3292番地65	平成24年6月18日	通所介護
4570401010	株式会社あかり	宮崎県日南市平野2776番地4	株式会社あかり	宮崎県日南市平野2776番地4	平成24年6月21日	福祉用具貸与
4570401010	株式会社あかり	宮崎県日南市平野2776番地4	株式会社あかり	宮崎県日南市平野2776番地4	平成24年6月21日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570900359	居宅支援事業所えいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	株式会社えいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	平成24年6月15日	居宅介護支援
4570301996	居宅介護支援センター花椿	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	医療法人天祐会	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	平成24年6月22日	居宅介護支援

宮崎県告示第 506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301988	ケアホーム桜	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	合同会社ライフサポートムサン	宮崎県延岡市北浦町宮野浦 453番地	平成24年6月1日	介護予防訪問介護
4570500753	デイサービスセンターこころ湯	宮崎県小林市南西方1112番地 141	株式会社ちからこぶ	宮崎県小林市南西方1112番地 141	平成24年6月1日	介護予防通所介護
4570500761	デイサービス恵	宮崎県小林市南西方字十三塚2054番地1	吉村商工有限会社	宮崎県小林市細野1606番地	平成24年6月1日	介護予防通所介護
4570900367	訪問介護ステーションえいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	株式会社えいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	平成24年6月15日	介護予防訪問介護
4570202624	デイサービスセンターとまり樹	宮崎県都城市郡元町2976番地6	有限会社うらら	宮崎県都城市山之口町花木字横松2205番地9	平成24年6月18日	介護予防通所介護
4570800542	デイサービスセンターさくらがわ	宮崎県西都市旭1丁目13番地	株式会社R. S 西都	宮崎県西都市右松3292番地65	平成24年6月18日	介護予防通所介護
4570401010	株式会社あかり	宮崎県日南市平野	株式会社あかり	宮崎県日南市平野	平成24年6月21日	介護予防福祉用

		2776番地 4		2776番地 4		具貸与
4570401010	株式会社あかり	宮崎県日南市平野 2776番地 4	株式会社あかり	宮崎県日南市平野 2776番地 4	平成24年 6月21日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年 7月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570200610	セブンプラザトク シゲ	宮崎県都城市北原 町34-5	有限会社トクシゲ	宮崎県都城市北原 町34-5	平成24年 6月13日	福祉用具貸与
4570201188	有限会社ひろせ本 店介護保険指定事 業所	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55-5	有限会社ひろせ本 店	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55番地 5	平成24年 6月30日	福祉用具貸与
4570201188	有限会社ひろせ本 店介護保険指定事 業所	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55-5	有限会社ひろせ本 店	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55番地 5	平成24年 6月30日	特定福祉用具販 売

宮崎県告示第 508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年 7月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4571800418	へいわ指定居宅介 護支援事業所	宮崎県小林市野尻 町東麓2559番地 4	有限会社大浦	宮崎県小林市野尻 町東麓2561番地 1	平成24年 6月 8 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成24年 7月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570200610	セブンプラザトク シゲ	宮崎県都城市北原 町34-5	有限会社トクシゲ	宮崎県都城市北原 町34-5	平成24年 6月13日	介護予防福祉用 具貸与
4570201188	有限会社ひろせ本 店介護保険指定事 業所	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55-5	有限会社ひろせ本 店	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55番地 5	平成24年 6月30日	介護予防福祉用 具貸与
4570201188	有限会社ひろせ本 店介護保険指定事 業所	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55-5	有限会社ひろせ本 店	宮崎県北諸県郡三 股町稗田55番地 5	平成24年 6月30日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 510号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人社団 聖山会 川南病院	川南町	病院	平成24年 7 月 1 日
ひむか薬局 高鍋上江店	高鍋町	薬局	平成24年 7 月 1 日
ひゅうが薬局	都城市	薬局	平成24年 7 月 1 日

宮崎県告示第 511号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字中石3603・3613・3614（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 512号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字奈留字西之字戸3695－乙
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 513号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 7 月12日から平成24年 7 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内鹿遊国有林 254る林小班地先から同郡同町同大字字鶴懐 978番 6 地先まで	旧	4.8 ～ 38.6	2416.0
				新	8.7 ～ 96.8	2120.0

宮崎県告示第 514号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 7 月12日から平成24年 7 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内鹿遊国有林 254る林小班地先から同郡同町同大字字鶴懐 978番 6 地先まで	平成24年 7 月12日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり三方界鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第 4 項に

において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称
三方界鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
椎葉村所在の国有林三方界事業区のうち、176林班いろイ小班、177林班いろイ小班、178林班いろイ小班、179林班いろイ小班、182林班いろイ小班、183林班いろイ小班的区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局
 - (2) 期間
平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 6 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県環境森林部自然環境課
 - (2) 期間
平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 7 意見書の記載事項
意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり大藪鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称
大藪鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
椎葉村所在の国立大学法人九州大学農学部宮崎演習林のうち、31林班の全域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
地元自治体と鳥獣保護員、九州大学関係者との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局
 - (2) 期間
平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 6 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県環境森林部自然環境課
 - (2) 期間
平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 7 意見書の記載事項
意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり祖母傾山鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称
祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
西臼杵郡日之影町大字見立に所在する宮崎北部森林管理署管内2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点を起点とし、同所から県境を南に進み夏木山山頂を経て同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北川町の町境を西南に進み五葉岳山頂を経て同町境と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町の町境を南に進み2029林班よと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み2044林班むと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北東に進み2045林班ちと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2045林班と2046林班との交点に至り、同境界を西に進み2046林班かよ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み県道日之影宇目線との交点に至り、同県道を北東に進み2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み2052林班わそ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班るぬ小班の外周を北東に進み2053林班と2056林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班そ小班の外周を北に進み2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同林班界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

宮崎県知事 河野俊嗣

- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
 国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所
 宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁
 (2) 期間
 平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 6 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県環境森林部自然環境課
 (2) 期間
 平成24年7月12日から平成24年7月27日まで
- 7 意見書の記載事項
 意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、三方界鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成24年8月9日（木） 午後2時00分から	椎葉村役場3階中会議室 椎葉村大字下福良1762-1	三方界鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、大藪鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成24年8月9日（木） 午後3時00分から	椎葉村役場3階中会議室 椎葉村大字下福良1762-1	大藪鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成24年7月12日

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成24年8月10日（金） 午前9時30分から	日之影町民センター 日之影町大字七折9079	祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 タイヨー錦町店
 宮崎市錦町38番1 外1筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の新設
 平成24年3月30日
- 意見の概要
 意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 平成24年7月12日から平成24年8月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 食の森うめこうじまなび野店・西松屋まなび野店
 宮崎市まなび野二丁目35番1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の新設
 平成24年5月1日
- 意見の概要
 意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間

平成24年7月12日から平成24年8月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト宮崎東店
宮崎市新別府町麓 358番地 1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の変更
平成24年4月23日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年7月12日から平成24年8月13日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾木土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	柴田 英雄	延岡市北方町曾木子1200番地
理事	甲斐 日出男	延岡市北方町うそ越子2695番地9
理事	甲斐 裕二	延岡市北方町北久保山子3953番地2
理事	井上 敏彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理事	甲斐 公敏	延岡市北方町曾木子2392番地
理事	千坂 恒利	延岡市北方町曾木子 348番地
監事	甲斐 毅	延岡市北方町曾木子2493番地
監事	甲斐 淳一	延岡市北方町南久保山子4354番地2
監事	柳田 盛一	延岡市北方町曾木子2番地15

(任期：平成26年5月9日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	柴田 温	延岡市北方町曾木子1206番地2
理事	米倉 建男	延岡市北方町曾木子1776番地
理事	佐藤 光	延岡市北方町北久保山子3843番地2
理事	井上 敏彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理事	中田 勇	延岡市北方町曾木子2474番地
理事	甲斐 宗敏	延岡市北方町曾木子32番地3
監事	甲斐 邦男	延岡市北方町曾木子1891番地7
監事	亀井 茂利	延岡市北方町曾木子1153番地
監事	甲斐 淳一	延岡市北方町南久保山子4190番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	清水 計吉	高原町大字蒲牟田4495番地2
副理事長	早田 則善	高原町大字蒲牟田 638番地2
会計理事	久留 勤	高原町大字広原4950番地4
理事	広田 毅	高原町大字蒲牟田3637番地
理事	松山 勝	高原町大字広原5038番地3
理事	田中 富春	高原町大字蒲牟田3290番地
理事	下村 洋吉	高原町大字蒲牟田3880番地2
理事	森山 二六夫	高原町大字蒲牟田3710番地
代表監事	森山 孝一	高原町大字蒲牟田3704番地2
監事	加藤 正博	高原町大字蒲牟田3749番地

(任期：平成27年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	清 水 計 吉	高原町大字蒲牟田4495番地 2
副理事長	黒 木 可 也	高原町大字蒲牟田3629番地
会計理事	久 留 勤	高原町大字広原4950番地 4
理 事	岩 崎 直 広	高原町大字蒲牟田4912番地 1
理 事	井 上 隆 幸	高原町大字蒲牟田 397番地
理 事	日 渡 実	高原町大字広原5029番地
理 事	早 田 則 善	高原町大字蒲牟田 638番地 2
理 事	森 山 二六夫	高原町大字蒲牟田3710番地
監 事	森 山 孝 一	高原町大字蒲牟田3704番地 2
監 事	加 藤 正 博	高原町大字蒲牟田3749番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	比恵島 寛	新富町大字新田 11522番地
理 事	金 丸 雅 弘	新富町大字新田 11531番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	小 田 勝 広	新富町大字新田 10024番地 5
理 事	遠 山 美 利	西都市大字黒生野2218番地
理 事	河 野 正	西都市大字岡富1166番地
理 事	安 岡 宏 一	西都市大字岡富 742番地
監 事	永 野 勝 司	新富町大字新田 11527番地
監 事	米 良 幸 徳	西都市大字岡富 497番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	比恵島 寛	新富町大字新田 11522番地
理 事	金 丸 雅 弘	新富町大字新田 11531番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	長 友 和 伸	西都市大字黒生野2241番地
理 事	大 野 明 利	西都市大字岡富1192番地 1
理 事	橋 田 文 夫	西都市大字岡富 759番地 1
監 事	永 野 勝 司	新富町大字新田 11527番地
監 事	日 高 孝 伸	西都市大字岡富 633番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、森田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	竹 迫 文 夫	都城市野々美谷町3373番地
監 事	池 田 利 憲	都城市野々美谷町2778番地 1

(任期：平成28年5月24日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	竹 迫 文 夫	都城市野々美谷町3373番地
監 事	中 村 幸 雄	都城市野々美谷町 745番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	福 井 太	宮崎市佐土原町上田島7905番地イ
副理事長	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	土 屋 公 俊	新富町大字新田3455番地 1
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	竹 内 虎 市	新富町大字新田 116番地 1
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	高 松 宗 弘	新富町大字下富田1563番地
理 事	中 村 賢 一	新富町大字伊倉 107番地
総括監事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
監 事	高 山 邦 宏	新富町大字上富田4016番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	長 友 嘉 徳	新富町大字下富田1411番地 1
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町上田島7905番地イ
理 事	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	竹 内 虎 市	新富町大字新田 116番地 1
理 事	比江島 政 美	新富町大字下富田3284番地
理 事	滝 口 忠 幸	新富町大字伊倉 282番地
理 事	比恵島 寛	新富町大字新田 11522番地
監 事	高 山 邦 宏	新富町大字上富田4016番地
監 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ふそびょう 腐蛆病	蜜蜂	—	10 群	宮崎市	平成24年 6月20日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年7月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 I T推進校教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年10月31日
- (4) 契約期間 平成24年11月1日から平成29年10月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供

できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年8月2日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

(2) 期間 平成24年7月12日から平成24年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 期間 平成24年7月12日から平成24年8月2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、平成24年8月2日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 提出期限 平成24年8月22日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室

(2) 日時 平成24年8月23日午前11時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required:Computer for

the promotion of information technology education at prefectural schools : 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00.p.m.22 August 2012

(3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年7月12日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	2級	平成24年10月18日(休)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成24年9月4日（火）から9月14日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成24年7月2日認定した。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（平成23年宮崎県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成24年7月12日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

1 地方公営企業等の名称

宮崎県企業局

2 組合の名称又は表示

宮崎県公営企業労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	副局者 技監 課長 経営企画監 開発企画監 課長補佐（課長不在の場合その職務を代行する者1名に限る。） 総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）
北部管理事務所	所長 副所長

--	--